

**飯綱山公園官民連携魅力向上事業**  
**(公募設置管理制度導入)**  
**公募設置等指針**

令和3年7月

小諸市



## 目次

	頁
用語の定義	
1. 事業の概要	
(1) 事業の名称.....	1
(2) 飯綱山公園の概要.....	1
(3) 事業の概要.....	3
(4) 事業範囲.....	3
(5) 事業の流れ.....	3
2. 公募対象公園施設等の設置等に関する事項	
(1) 公募対象公園施設の種類.....	5
(2) 公募対象公園施設の設計施工・管理運営に関する条件.....	5
(3) 公募対象公園施設の公募区域.....	6
(4) 設置又は管理の開始の時期.....	7
(5) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額.....	7
(6) 特定公園施設の設計・施工に関する事項.....	7
(7) 利便増進施設の設置及び管理運営に関する事項（任意提案）.....	7
(8) 都市公園の環境に維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置... 7	7
(9) 認定の有効期間.....	8
3. 公募の実施に関する事項等	
(1) 公募への参加資格.....	9
(2) 設置又は管理の許可.....	10
(3) 情報提供.....	10
(4) 事業破綻時の措置.....	10
4. 公募の手続きに関する事項等	
(1) 公募スケジュール.....	11
(2) 応募手続き.....	11
(3) 事務局.....	15
(4) 受付時間.....	15
(5) 審査方法等.....	15
(6) 公募設置等予定者の決定.....	17
(7) 公募設置等計画の認定.....	17
(8) 契約の締結等.....	17
(9) 法規制等.....	18

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</li> <li>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="background-color: #ADD8E6;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="background-color: #FFC0CB;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #333; color: white;">従前</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">民間資金</td> <td style="background-color: #FFC0CB;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #000080; color: white;">新制度</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">民間資金</td> <td style="background-color: #000080; color: white;">収益を充当</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当								
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</li> </ul>									
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</li> </ul>									
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。</li> </ul>									

公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"><li>• P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。</li></ul>
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"><li>• 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</li></ul>
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"><li>• 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</li></ul>
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"><li>• 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者</li></ul>

# 1. 事業の概要

## (1) 事業の名称

飯綱山公園官民連携魅力向上事業（公募設置管理制度導入）

## (2) 飯綱山公園の概要

本市にある飯綱山公園は、小諸市中心部から北部に位置し、飯綱山の頂上部という見晴らしのよい立地に加え、小諸高原美術館、富士見城跡地である歴史の広場、ドッグランなどを有する総合公園です。

また、上信越自動車道小諸インターチェンジより車で約5分と、市外の来街者も訪れやすい位置に立地しています。

項目	内容
公園名	飯綱山公園
公園種別	総合公園
施設設置条例	小諸市都市公園条例
所在地	小諸市大字諸字東房 151-1
敷地面積	233,500 m <sup>2</sup> (23.35ha)
計画面積	265,000 m <sup>2</sup> (26.5ha)
開園年月	平成6年
主な施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・小諸高原美術館（平成10年）建築面積2,213.25 m<sup>2</sup></li><li>・ドッグラン（平成21年）</li><li>・エントランス広場、野鳥の森、歴史の広場、駐車場</li><li>・トイレ 建築面積34.78 m<sup>2</sup></li></ul>
アクセス	上信越自動車道小諸インターチェンジより車で約5分
都市計画等制限事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・用途地域指定外区域</li><li>・小諸市景観計画における景観形成重点地区</li><li>・都市公園法上の建蔽率2% （公募設置管理制度（Park-PFI）を活用の場合12%）</li><li>・都市公園法による公園施設のみ設置可能</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成17年に歴史の広場（富士見城跡）からの眺望が「関東の富士見百景」に選定。</li><li>・富士見城跡は中世の山城の跡で、史跡公園となっている。富士見城（大室城）は、飯綱山の山頂に位置し、眺めがよく富士山を遠望できる。</li><li>・小諸市都市計画マスタープランにおいて「公園・緑地の拠点（文化・コミュニティ）」として位置付けられている。</li></ul>

■位置図



■公園平面図

## 小諸市の都市公園 飯綱山公園



**歴史の広場**  
定生広場 A-2.0ha  
中世の城跡(富士見城跡)に四阿・バゴラなどの休業施設を整備し、城跡の保護・保存とともに公園として見学できるように整備を行いました。  
また富士見城の名のとおり、天気の良い日には、遠開山はもちろん、ハッ岳や豊利山、遠くは北アルプスや富士山まで眺望することができ、大ハノラマも楽しめます。



**野鳥の森**  
自然の地形を活かして園路を整備しました。



公募対象公園施設  
が設置可能な区域

**A 小諸高原美術館**  
小諸市が芸術振興の拠点として、平成10年に開設しました。  
日本芸術院会員の自鳥峰雪面伯の作品を中心に、小諸産地まつわる日本水彩画界の先達の丸山隆雄、三宅克己、小山薫次らの作品も展示しています。  
また、研修施設や市民ギャラリー・ハイビジョン



**B 長野県動物愛護センター「ハローアニマル」**  
長野県が動物愛護事業の拠点として開設した施設です。大やねこ、うさぎなど身近な小動物とふれあうことができるのはもちろん、大やねこの正しい飼いや教室や、譲渡事業等も行っていきます。



**C エントランス広場**  
駐車場から美術館へ通じる広場。階段の中央には噴水、左右には滝と、流水施設も整備され、水と親しめる広場です。バゴラやベンチも設置されており、ゆっくりとした時間を過ごすことができます。また、スケッチ文化都市小諸にふさわしく、雄大な眺望をスケッチするにも最適です。



**F エントランス駐車場**    **J 草すべり広場**  
**G ハローアニマル駐車場**    **K あすまや**  
**H 野鳥の森駐車場**

園内には平成10年に小諸高原美術館が完成し、隣接地には県の動物愛護センター「ハローアニマル」が開館しました。公園施設としては、エントランス広場・野鳥の森・歴史の広場が整備され、今後もハローアニマル南側を中心に整備を進めていきます。  
また、平成21年9月には、人と動物に優しい環境づくりを目指して、ドッグランがオープンしました。マナーやモラルの向上など啓発の拠点となることが期待されます。

**I ドッグラン**



### **(3) 事業の概要**

飯綱山公園は、見晴らしのよい高台にあり、広大な敷地を有する公園でありながら、十分な活用がされていません。そこで本事業は、現在の景観や既存施設を活かした民間活力導入により、「公園利用者に新しい魅力的なサービスを行う公園施設の整備」と、「公園利用者が楽しめるサービス提供による運営管理」を行うことで、さらなる魅力向上や利用者の増加につなげることを目的に、公募設置管理制度（以下「Park-PFI 制度」という。）を活用し、民間のノウハウやアイデアを活用した飲食・売店等の収益施設（以下「公募対象施設」という。）の設置管理を行うものです。

### **(4) 事業範囲**

事業者には、飯綱山公園において、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設の設置・管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計・施工業務
- ③ 特定公園施設の譲渡業務（市への引き渡し）
- ④ 特定公園施設の管理運営業務
- ⑤ 利便増進施設の設置及び管理運営業務（任意提案）

事業実施にあたり、Park-PFI 制度を導入することで、公募対象公園施設の収益還元により特定公園施設整備を行い、小諸市負担が低減されることを期待しています。

### **(5) 事業の流れ**

#### **① 公募設置等予定者の選定**

本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

#### **② 公募設置等計画の認定**

本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

#### **③ 基本協定の締結**

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

#### **④ 公募対象公園施設の設置・管理運営**

認定計画提出者には、都市公園法第 5 条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

なお、工事中の公園使用料は免除します。



**⑤ 特定公園施設の設計・施工、市への譲渡**

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、本市が当該特定公園施設を取得（無償譲渡）します。

なお、工事中の公園使用料は免除します。

**⑥ 利便増進施設の設置、管理運営**

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第 6 条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

## 2. 公募対象公園施設等の設置等に関する事項

### (1) 公募対象公園施設の種類

- ・ 公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定される便益施設（飲食店・売店）等であって、当該施設から生ずる利益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることのできるものとします。
- ・ 公園施設に該当しないものは認められません。
- ・ 飯綱山公園の魅力向上や賑わい創出に資する公園施設を提案してください。

### (2) 公募対象公園施設の設計施工・管理運営に関する条件

#### <設計施工に関する条件>

##### ① 配置・外観等への配慮

- ・ 施設の配置は、周辺の自然景観に配慮した計画としてください。
- ・ 施設周辺には景観を阻害するものの設置は控えてください。室外機や設備機器など施設外部に設置する設備は、目立たない位置への設置や目隠しをするなど、景観に配慮してください。
- ・ 導入施設の色彩、意匠は、周辺の自然景観、公園の景観に調和したものとしてください。
- ・ 本公園の魅力向上を図り、賑わいの向上や集客につながる提案としてください。
- ・ 景観に配慮し、導入施設に付随した植栽等の提案も可能とします。
- ・ 施設に必要なインフラ（上下水道、電気、ガス等）施設は、認定計画提出者の負担にて整備してください。また、インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行う際は、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引き込み等に要する費用を負担してください。

##### ② 施設機能への配慮

- ・ 公募対象公園施設は、公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、また既存施設の立地や配置等を考慮し、公園利用者に対して機能的で安全な動線を確保してください。
- ・ 建築基準法、都市公園法、消防法、その他関係法令の規定に適合する建築物としてください。また、関係機関等との協議や届出、検査など必要な手続きは遅滞なく行ってください。
- ・ 公募対象公園施設周辺の夜間利用も考慮し、公園利用者や駐車場利用者等が夜間でも安全に利用できる照度を確保し、照明配置は、死角や暗がりをつくらぬよう配慮してください。
- ・ 既存施設の撤去にかかる費用は、認定計画提出者が負担してください。

#### <管理運営に関する条件>

- ・ 施設は認定計画提出者が整備し、整備後も所有するものとします。
- ・ 施設の維持管理及び運営は、認定計画提出者の責任で実施するものとし、それに係る費用は認定計画提出者の負担となります。
- ・ 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した維持管理・運営としてください。
- ・ 施設に必要なインフラ（上下水道、電気、ガス等）施設は、認定計画提出者の負担にて管理・運営を行ってください。
- ・ 公募対象公園施設が公園区域内にあることを鑑み、公園利用者が利用しやすい商品やメニュー、金額に配慮してください。

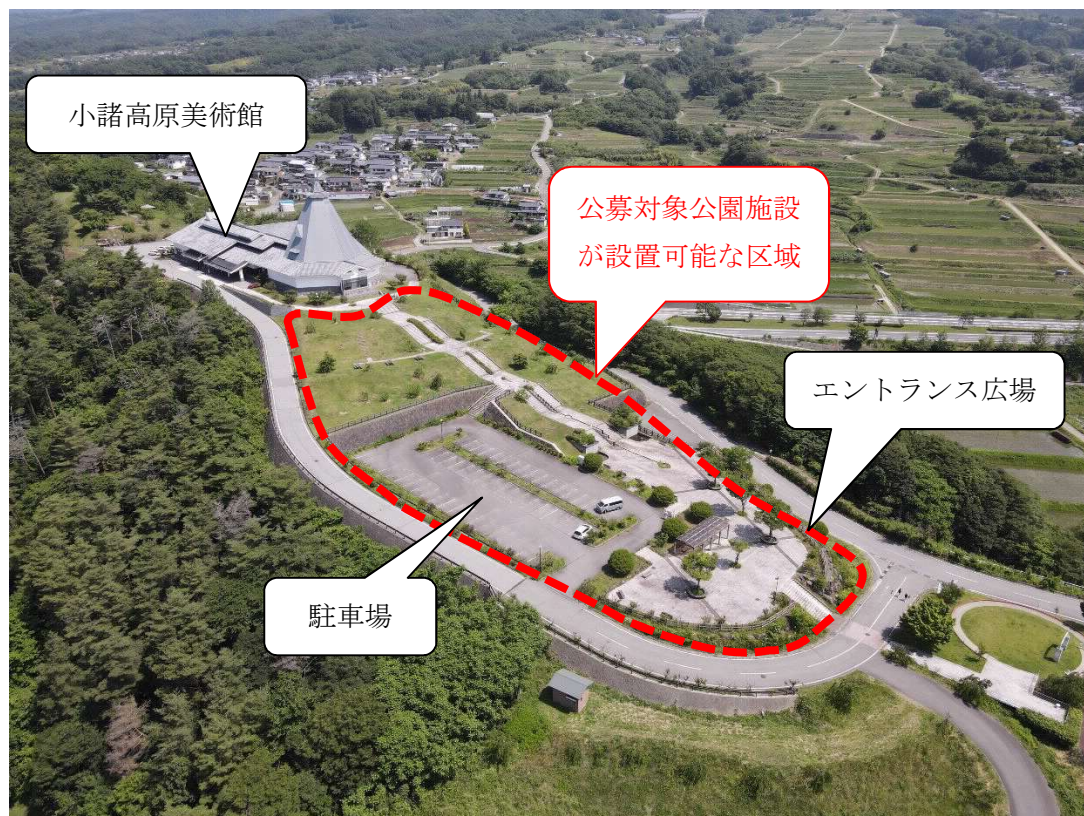
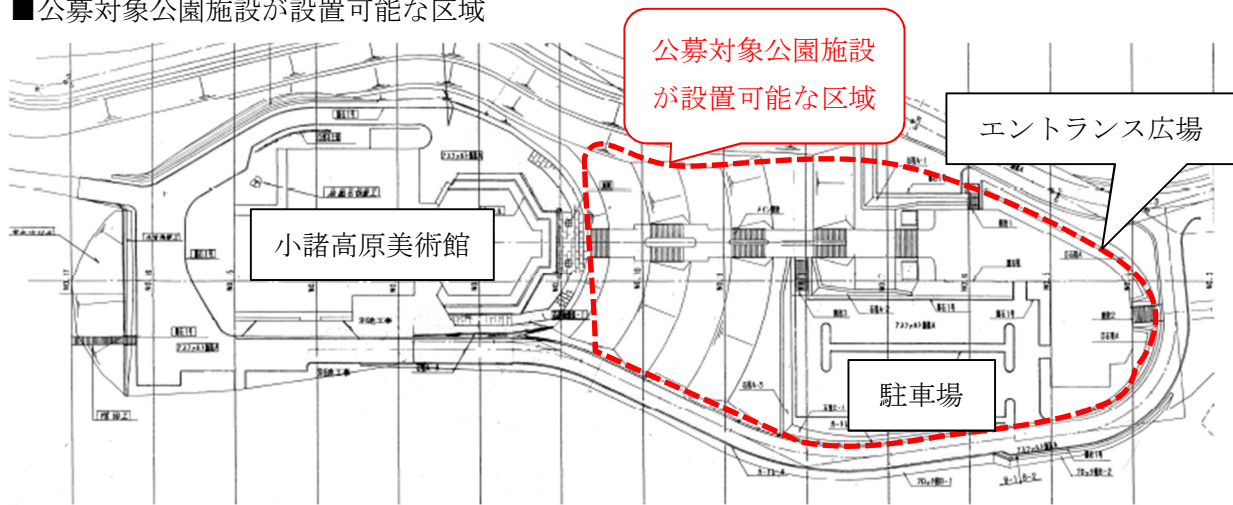
### (3) 公募対象公園施設の公募区域

「公募対象公園施設が設置可能な区域」(下図)に示す区域(約7,800㎡)内で、適当な設置場所を提案してください。詳細は別添資料「(別紙1)飯綱山公園図面集」を参照してください。

なお、公募対象公園施設の設置に伴い、現況公園施設(園路広場、階段、駐車場等)の撤去が必要な場合、その費用は事業者負担とし、復旧方法については小諸市と協議してください。

建築可能面積	1,500㎡
現況	公園内の園路広場(階段含む)、駐車場
都市計画等による規制	既存公園施設(建築物)を含め、都市公園法で定める建蔽率以下とする。

#### ■ 公募対象公園施設が設置可能な区域



#### (4) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可は令和4年6月頃からとなる予定です。

#### (5) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料（税抜）及び対象面積を提案してください。

公募対象公園施設の使用料の下限	500円/㎡年 以上
-----------------	------------

#### (6) 特定公園施設の設計・施工に関する事項

##### ① 特定公園施設の設計・施工について

- ・公募対象公園施設の周辺に設置することで公園利用者の利便性、快適性、賑わいが一層向上する特定公園施設（広場、園路、スロープ、階段、駐車場等）を整備していただきます。
- ・駐車場から小諸高原美術館への動線を確保してください。動線は、階段とバリアフリー基準に適合したスロープを確保してください。
- ・照明施設、サインを整備してください。
- ・混雑時の各動線（通行者と公募対象公園施設待合者等）の機能性及び安全性に配慮してください。
- ・バリアフリーについて、「長野県福祉のまちづくり条例」に基づいた計画としてください。
- ・環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- ・特定公園施設の設計は、以下の技術基準等に従って実施してください。  
「都市公園技術標準解説書」等各種技術基準
- ・特定公園施設は、整備完了時に市へ無償譲渡するものとします。

##### ② 市による特定公園施設の整備費用の負担

市は特定公園施設の整備費用の負担を予定していません。

#### (7) 利便増進施設の設置及び管理運営に関する事項（任意提案）

##### ① 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔で、管理運営は事業者に行っていただきます。

##### ② 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりです。

■ 占用料 20円/㎡年

#### (8) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

##### ① 公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項

公募対象公園施設及び利便増進施設の周辺の園地等について、認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を実施する園地等の範囲及び維持管理の内容について提案し

てください。

**②その他公園利用者の利便性や魅力向上に関する事項**

公募対象公園施設周辺や公園内での、公園利用者への利便性向上（テーブルやベンチの提供等）や、魅力的なサービス（イベントや催し等）に関する提案があればしてください。

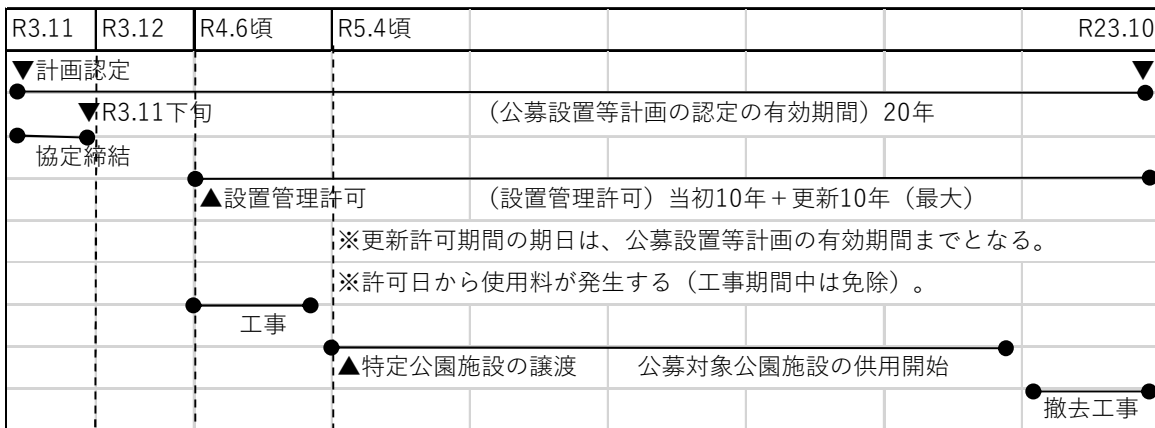
**(9) 認定の有効期間**

公募設置等計画の認定の有効期間は、認定日から 20 年間とします。

認定の有効期間には、設計・施工及び事業終了前の公募対象公園施設の解体、現況回復に要する期間を含みます。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可の期間は、当初 10 年以内とします。認定の有効期間内であれば、1 回に限り許可の更新が可能です。その場合も更新認可の期間は 10 年以内とします。なお、事業を終了する時には、認定計画者は速やかに自己の負担において、公募対象公園施設の解体・現状復旧することを基本とします。

《参考》 事業期間と公募対象公園施設の設置管理許可期間の関係（最大の許可期間を想定）



### 3. 公募の実施に関する事項等

#### (1) 公募への参加資格

##### ① 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人
- エ 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、小諸市「建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱」第 2 第 1 項に規定する指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- オ 最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- カ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人
  - a. 応募の日から公募設置等予定者決定通知日までの間において、暴力団員等による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団排除措置の対象である法人。（本件については、当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）
  - b. 応募の日以前において、暴力団員等による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団排除措置の対象であった法人。ただし当該排除措置の対象外となった日から 3 年を経過した法人を除く。
- キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

##### ② 応募者の資格

- ア 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- イ グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- ウ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- エ 応募法人等の中で、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を 1 社以上定めてください。当該法人は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとします。
- オ 応募法人等の中で、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する法人を 1 社以上定めてください。当該法人は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。

キ 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

### ③応募条件

- ・応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

## (2) 設置又は管理の許可

認定計画提出者は、計画の認定後、公募対象公園施設の設置管理許可の申請を行って頂きます。公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている便益施設（飲食店、売店）等であって、当該施設から生ずる利益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものが対象となりますので、これを踏まえた公園施設等計画や事業計画を作成してください。

## (3) 提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、「(別紙1) 飯綱山公園図面集」を参照してください。

## (4) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者により事業を承継させることとします。

## 4. 公募の手続きに関する事項等

### (1) 公募スケジュール

公募設置等指針の公表・配布	令和3年7月7日(水)
応募登録開始	令和3年7月7日(水)
質問書受付	令和3年7月7日(水)～令和3年7月21日(水)
質問書に対する回答期限	令和3年7月26日(月)
応募登録期限	令和3年7月28日(水)
公募設置等計画の受付期間	令和3年8月2日(月)～令和3年9月17日(金)
公募設置等予定者等の通知	令和3年10月頃
公募設置等計画の認定	令和3年11月上旬頃
基本協定締結	令和3年11月下旬頃
供用開始	令和5年4月頃

### (2) 応募手続き

#### ① 公募設置等指針の公表

公募設置等指針については、以下のとおり公表・配布します。

期間：令和3年7月7日(水)～令和3年9月17日(金)

小諸市ホームページに掲載しますので、必要な資料をダウンロードしてください。

#### ② 応募登録(様式1)

本事業に参加する場合は、必ず応募登録をしてください。

応募登録は、応募法人又は応募グループに限り、個人での応募登録は出来ません。応募グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は、代表構成団体が応募登録を行ってください。なお、公募設置等計画の受付前に限り、応募グループの構成団体を変更することは可能です。

応募登録は、応募登録申込書(様式1)に必要事項を記入の上、下記の応募登録期間内に事務局へ電子メールにより提出してください。また、必ず電話による受信確認をしてください。

使用様式：様式1「応募登録申込書」

受付期間：令和3年7月7日(水)～令和3年7月28日(水)17時まで

提出方法：電子メール

※件名(subject)は「飯綱山公園応募登録申込」と記載してください。

アドレス：skanri@city.komoro.nagano.jp

提出先：小諸市総務部施設管理室

電話：0267-22-1700(代表) 内線(2344)



③ 公募設置等指針に対する質問及び回答（様式 2）

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。  
回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式 2「質問書」

受付期間：令和 3 年 7 月 7 日（水）～令和 3 年 7 月 21 日（水）17 時まで

提出方法：電子メール

※件名（subject）は「飯綱山公園質問」と記載してください。

アドレス：skanri@city.komoro.nagano.jp

提出先：小諸市総務部施設管理室

回答日：令和 3 年 7 月 26 日（月）までに回答

回答方法：質問書を提出された方全員のメールアドレスへ回答します。

電話：0267-22-1700（代表） 内線（2344）

④ 応募辞退（様式 3）

応募登録後に参加を辞退する場合は、応募辞退届（様式 3）に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。また、必ず電話による受信確認をしてください。

⑤ 公募設置等計画等の受付（様式 7～10）

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り（指定のない場合は任意様式）

受付期間：令和 3 年 8 月 2 日（月）～令和 3 年 9 月 17 日（金）まで

受付場所：小諸市総務部施設管理室

提出方法：受付場所へ持参、又は郵送（必着）

※郵便事故について、市では責任を負いません。

対応時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時まで

（午前 12 時～午後 1 時は除く） あらかじめ提出日時を連絡

電話：0267-22-1700（代表） 内線（2344）

<公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・ 公募設置等計画等の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じ公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 「公募設置等計画等関係書類一覧」は1～4と分け、原則A4判横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書・委任状			
(1) 誓約書	様式4	1部	1部
(2) 委任状（※グループ提案のみ）	様式5	1部	1部
2. 応募制限関連書類（応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）			
(1) 定款又は寄付行為の写し	様式自由	1部	1部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明	様式自由	1部	1部
(3) 役員名簿	様式自由	1部	1部
(4) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。	様式自由	1部	1部
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	様式自由	1部	1部
(6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	様式自由	1部	1部
(7) 財務状況表	様式6	1部	1部

3. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）			
(1) 一級建築士事務所登録を証する書類の写し	様式自由	1部	1部
(2) 特定建設業許可通知書の写し	様式自由	1部	1部
4. 公募設置等計画			
(1) 公募設置等計画 表紙	様式 7-1	1部	10部
(2) 事業の概要 ① 事業の実施方針等 ② 事業実施体制 ③ 施設全体の配置計画 ④ 施設全体の管理運営計画 ⑤ スケジュール	様式 7-2	1部	10部
(3) 公募対象公園施設の設置又は管理の概要 ① 公募対象公園施設の設置又は管理の目的 ② 公募対象公園施設の種類、場所 ③ 公募対象公園施設の管理運営における考え方 ④ 公募対象公園施設の設置又は管理の期間	様式 7-3	1部	10部
(4) 公募対象公園施設の構造、施工計画等 ① 公募対象公園施設の構造（建築概要） ② 公募対象公園施設の工事实施の方法 ③ 公募対象公園施設の工事の時期 ④ 建築一般図（配置図、各階平面図、立面図、断面図等） ⑤ イメージパース（外観パース、内観パース）	様式 7-4	1部	10部
(5) 特定公園施設の設計・施工に関する事項 ① 特定公園施設の設計・施工内容	様式 7-5	1部	10部
(6) 利便増進施設の設置に関する事項（任意提案） ① 利便増進施設の内容 ② 利便増進施設の占用料の額	様式 7-6	1部	10部
(7) 公募対象公園施設の使用料の額（価格提案書）	様式 8	1部	10部
(8) 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置 ① 管理運営計画 ② その他公園利用者の利便性や魅力向上に関する事項	様式 9	1部	10部
(9) 資金計画及び収支計画	様式 10	1部	10部

(注1) 公募設置等計画は、上記事項を項目が分かるように明記の上、ファイリングして計 11 部提出してください。

(注2) 公募設置等計画は、正本 1 部以外の副本 10 部は、社名が特定されないよう表示がないものとしてください。

### (3) 事務局

小諸市総務部施設管理室

「飯綱山公園官民連携魅力向上事業（公募設置管理制度導入）」担当

住 所：長野県小諸市相生町三丁目 3-3

電 話：0267-22-1700（代表） 内線（2344）

FAX ：0267-23-8766

メールアドレス：skanri@city.komoro.nagano.jp

### (4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

### (5) 審査方法等

#### ① 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

#### ア 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

##### a 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

##### b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

##### c 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

#### イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「飯綱山公園官民連携魅力向上事業（公募設置管理制度導入） 公募設置等予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、③で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を数社程度に絞ることがあります。

## ② 選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について③の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会は、学識経験者、地元関係者、市職員等の委員から成るものとします。

## ③ 評価の基準

本市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

評価項目	審査事項	配点
事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・飯綱山公園の特性等を踏まえた事業運営になっているか。</li><li>・公園周辺地域と連携する事業運営になっているか。</li><li>・賑わいの創出に寄与できる機能となっているか。</li></ul>	15
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・応募法人等の役割分担・実績・財務健全性は適正か。</li><li>・業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置は適正か。</li></ul>	15
施設の整備計画	・公園利用者の利便の向上や賑わい創出に資する施設整備計画となっているか。	15
	・景観、バリアフリー等への配慮がなされているか。	5
施設の管理運営計画	・公園利用者の利便の向上や賑わい創出に資する管理運営計画となっているか。	15
	・市民も観光客も楽しめるイベント等の企画がされているか。	5
	・営業時間や設備の運営管理など、利用者の利便性や快適性ととも、安全安心に配慮した管理計画となっているか。	5
事業計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・持続的な資金計画、収支計画となっているか。</li><li>・事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について考えられているか。</li></ul>	20
価額審査	・公募対象公園施設に係る使用料の額が適切であるか。	5
合計		100

#### ④ 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、本市ウェブサイトで公表します。

#### ⑤ 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限りいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

#### （６）公募設置等予定者等の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

#### （７）公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

#### （８）契約の締結等

##### ① 基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。

##### ② 設置管理許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。

##### ③ 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。

**(9) 法規制等**

- 提案内容は、都市公園法、小諸市都市公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。
- 事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。